

福岡県公報

平成二十六年十二月二日
第三千六百五十号
増刊 ①

目次

再掲

○福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(薬務課) …………… 一

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年十一月十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十二号

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年福岡県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表一一の項上欄中「薬事法〔一〕を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律〔一〕に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同項下欄イ中「法第十条(第三十八条並びに第四十条第一項及び第二項において準用する場合に限る。)」を「法第十条第一項(第三十八条第二項、第四十条第一項及び第二項並びに第四十条の七において準用する場合に限る。)」に改め、「薬局の」を削り、同欄ハ中「

賃貸し、又は販売、授与若しくは賃貸の目的で陳列」を「貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は管理医療機器プログラム(管理医療機器のうちプログラムであるものをいう。)を電気通信回線を通じて提供」に改め、同欄ニからトまでの規定中「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」を「高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業」に改め、同欄チ中「第五百五十九条及び第七十八条」を「第五百五十五条、第七十八条及び第九十六条の五」に改め、同欄ツ中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同欄中ウをキとし、ムをウとし、同欄ラ中「薬事法施行細則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」に改め、同欄中ラをムとし、ナをラとし、ネをナとし、ツの次に次のように加える。

ネ 施行規則第九十六条の二第一項に規定する再生医療等製品の販売業の許可の申請書

附則

この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。